

子ども手当の申請はお早めに

平成23年10月から制度が変わり、今まで受給していた方も申請が必要です。平成23年10月1日現在、支給対象となる子（平成8年4月2日以降生まれの子ども）がいる世帯の方には、申請書類などを10月上旬から順次郵送でお届けしましたので、まだ申請していない方はお早めに申請してください。郵送でも申請できます。（書類に不備があった場合、お支払いができません。）また、3月中旬に申請した場合の支払いは4月下旬になります。なお、申請期限までに申請のない場合は、平成23年10月から平成24年3月までの手当はお支払いできませんのでご注意ください。

申請期限 3月31日(土)
 ※3月31日(土)は午前9時から午後5時まで市役所児童家庭課窓口で受け付けます。詳しくは、市役所児童家庭課 ☎443-1693へ。

福祉タクシー事業を実施しています

対象者

- ① 身体障害者手帳の1・2級にあたる方。ただし視覚障害、下肢機能障害および体幹機能障害の方は3級まで。
- ② 療育手帳のA・Aの1・Aの2・Aの1・Aの2にあたる方。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級にあたる方。

交付枚数

・年間最高24枚、申請月により交付枚数が異なります。ただし腎臓機能障害により人工透析療法を受けている方については、年間最高48枚交付します。

助成額

・乗車一回につき料金の半額。ただし1000円を限度とします。

申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 本人の身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳。なお、現在交付しているタクシー利用券（黄緑色）は、3月末日で有効期限が切れますので、4月からは使用できません。4月から使える新しいタクシー券の交付申請は、3月19日から受け付けます。申し込みなど詳しくは、市役所福祉課 ☎443-1649へ。

子ども手当の申請はお早めに

スポーツプラザトレーニング室の無料開放

とき 3月10日(土) 18日(日)

※各日午前9時から午後9時まで利用できます。※各日午後2時から5時までの間はトレーナー（体育指導委員）を配置します。効果的な運動方法や機械の使用方法など不明な点はトレーナーにご質問ください。なお、都合によりトレーナーの配置時間が変わる場合があります。トレーナーの指導を受けることを希望される場合には来場前必ずお電話などで確認願います。

ところ 市スポーツプラザ
 対象 市内在住・在勤の方（中学生以下は利用できません）

申込方法

利用当日、事前にスポーツプラザ窓口で申請

注意事項

ご利用は1人1日2時間までです。体育館履きをご用意ください。

利用人数が10人を超える場合、利用開始時間の調整をさせていただきます。あらかじめご了承ください。

詳しくは、市スポーツプラザ ☎443-8003へ。

市内各保育園、幼稚園、小・中学校の卒業（卒園）式および入学（入園）式日程

3月、4月は卒業や入学のシーズンです。市内の保育園、幼稚園、小中学校で予定されている卒業（卒園）式と入学（入園）式の日程は次のとおりです。

保育園	卒園式
市立保育園	3月22日(木)
風の村保育園	3月17日(土)

幼稚園	卒園式	入園式
市立幼稚園	3月15日(木)	4月11日(水)
八街幼稚園	3月15日(木)	4月12日(木)
八街文化幼稚園	3月14日(水)	4月7日(土)
八街泉幼稚園	3月15日(木)	4月12日(木)
八街すずらん幼稚園	3月16日(金)	4月8日(日)

小・中学校	卒業式	入学式
市立小学校	3月19日(月)	4月10日(火)
市立中学校	3月13日(火)	4月9日(月)

認知症サポーター養成講座

高齢者の増加とともに認知症の方も増加しています。一人でも多くの方に認知症について理解してもらい、認知症になっても周囲の方々に支えられながら暮らせるよう、認知症サポーター養成講座を開催します。

とき 3月11日(日) 午前10時～(90分程度)

ところ 市総合保健福祉センター

申込期限 3月9日(金)
 ※自治会やサークルなどで10人以上集まれるようでしたら、講師の派遣もいたしますので、ご相談ください。

申し込みなど詳しくは、市役所介護保険課地域包括支援センター ☎443-1207へ。

印旛沼周辺一斉清掃

印旛沼流域の市町と利水団体・環境団体および県で構成する印旛沼水質保全協議会は、印旛沼流域で一斉清掃を行っています。

とき 3月23日(金) 午前10時～11時30分

ところ 佐倉市「ふるさと広場」周辺

集合場所 佐倉ふるさと広場風車前
 申込期限 3月7日(水)
 ※駐車場はふるさと広場の桜並木の駐車場をご利用ください。できるだけ公共交通機関をご利用ください。申し込みなど詳しくは、印旛沼水質保全協議会事務局 ☎223-3818へ。

八街駅北側地区土地画整理事業事業計画(第4回変更)の縦覧

変更の概要

- ・整理前後地積
- ・土地利用計画の変更

縦覧期間

3月1日～14日
 午前8時30分～午後5時
 (土曜、日曜日含む)

縦覧場所 市役所都市整備課(駅周辺整備室)

意見書の提出

この案について意見のある利害関係者は、3月28日(水)までに意見書を千葉県知事宛てに提出することができます。

詳しくは、市役所都市整備課周辺整備室 ☎443-1268へ。